

連結中間納付額の調整計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	
----------------------------	--------	-----	--

別表十八の二付表一 平二十五・四・一以後提出分

前連結事業年度の法人税額	法人税額	1	円	仮計 (4) + (9) (マイナスの場合は0)	10	円	
	同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額	2		連結法人以外の法人に係る調整額の計算	11		
	差引法人税額 (1) - (2)	3			12		
前期実績基準額 (別表十八の二付表二「4」)又は $(3) \times \frac{6}{}$	4		13				
連結法人に係る調整額の計算	加算	連結納税の承認の取消しによる加算調整額 (別表十八の二付表二「7」)	5			14	
		前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「8」)	6			15	
	当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「16」)	7			16		
	減算	連結納税の承認の取消しによる減算調整額 (別表十八の二付表二「8」)	8			17	
	連結法人に係る調整額の合計 (5) + (6) + (7) - (8)	9		納付すべき法人税額 (10) + (16)	17		

別表十八の二付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が法第81条の19第1項（第1号イ又はロに係る部分に限ります。）又は第2項から第6項まで（連結中間申告）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 前連結事業年度に措置法第68条の67第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額 2」には、当該前連結事業年度の別表一の二(一)「10」の外書の金額又は別表一の二(三)「8」の外書の金

額を加えた金額を記載します。

- 3 「前期実績基準額
(別表十八の二付表二「4」)又は $(3) \times \frac{6}{4}$ 」
は、当期が最初の連結事業年度である場合には「又は $(3) \times \frac{6}{4}$ 」を消し、当期が最初の連結事業年度以外の連結事業年度である場合には分母の空欄に前連結事業年度の月数を記載した上で、「(別表十八の二付表二「4」)又は」を消します。